

## 圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の所掌事務等について

### 1. 経緯

- 令和2年度に、西三河南部東医療圏において医療機関の開設者変更があった事例では、地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）で協議を行った。
- また、名古屋・尾張中部医療圏では、医療機関の開設者変更があった事例で、推進委員会に加え、圏域保健医療福祉推進会議（以下「圏域会議」という。）でも開設者変更に伴う災害拠点病院等の指定承認を行った。
- このことについて、令和3年3月24日開催の愛知県医療審議会において、2次医療圏ごとに開催されている**圏域会議と推進委員会の所掌事務について不明確ではないか**との意見が出された。

<参考>

令和2年度の開設者変更についての取扱いとして、国通知を参考に、推進委員会で協議を行った。また、医療計画上の各種指定等（災害拠点病院、救命救急センター等）の承認を受けるために個別要領等で規定がある場合、圏域会議においても議題とした。

### 2. 対応状況

愛知県病院開設等許可事務取扱要領について、病床整備に関する意見聴取は、平成29年2月に医療審議会医療体制部会で審議のうえ、圏域会議から推進委員会に所掌が変更されている。

- **圏域会議及び推進委員会の開催要領を以下のとおり改正**し、取組について明確化を行った。

	旧	新
圏域会議	(所掌事務) 第3条 会議は主に次の事項について所掌する。 (2) 愛知県地域保健医療計画の推進に関する事	(所掌事務) 第3条 会議は主に次の事項について所掌する。 (2) 愛知県地域保健医療計画の推進に関する事 <u>(病床整備計画に関することを除く。)</u>
推進委員会	(所掌事務) 第2 各構想区域の委員会は、各構想区域における <b>地域医療構想の推進に関する事及び愛知県外来医療計画の推進に関する事</b> について所掌する。	(所掌事務) 第2 各構想区域の委員会は、各構想区域における <b>次に掲げる事項</b> について所掌する。 <u>(1) 地域医療構想の推進に関する事</u> <u>(2) 病床整備計画に関する事</u> <u>(3) 愛知県外来医療計画の推進に関する事</u>

- 加えて、令和3年5月11日付で愛知県保健医療局長通知を發出し、**推進委員会の取組について整理**を行い、医療機能の変更や開設者変更の場合における推進委員会での取扱いの明確化を行った。(別添のとおり)

3 医計第 1 3 1 号  
令和 3 年 5 月 1 1 日

公益社団法人愛知県医師会会長 様  
一般社団法人愛知県病院協会会長 様  
一般社団法人愛知県医療法人協会会長 様  
公益社団法人愛知県看護協会会長 様  
一般社団法人愛知県歯科医師会会長 様  
一般社団法人愛知県薬剤師会会長 様  
愛知県保険者協議会会長 様

愛知県保健医療局長  
( 公 印 省 略 )

地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について (通知)

本県においては、平成 30 年 2 月 13 日付け 29 医福第 602 号で通知したとおり、平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」を参考に地域医療構想の達成に向けた検討を進めていくこととしております。

この度、関係者間の認識を共有する観点から、各構想区域の地域医療構想推進委員会 (以下「推進委員会」という。)における取組に関する留意事項等を、下記のとおり整理し、関係機関宛て通知しましたので、御承知いただくとともに、貴会会員に御周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応について

個別の医療機関の 2025 年を見据えた構想区域において担うべき役割や医療機能ごとの病床数などの対応方針については、病床機能報告や意向調査等の結果を推進委員会において共有・確認すること。その結果、個別の医療機関が構想区域において現在担っている役割や医療機能ごとの病床数を変更する予定を把握した場合には、必要に応じて、新公立病院改革プラン、公的医療機関等 2025 プラン、その他の医療機関の事業計画等の策定や改定について依頼し、推進委員会に提示の上、協議すること。なお、推進委員会で協議を行う際には、事前に愛知県病院団体協議会の幹事病院が各構想区域で開催する協議会等において説明を行うことが望ましい。また、推進委員会で協議を行う際は、やむを得ない場合を除き、変更を行う前に協議を行うこととし、以下の点に留意の上、協議を進めること。

(1) 公立病院

過疎地等における一般医療、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供などにおいて重要な役割を担っている中で、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、他会計からの繰入金等を踏まえてもなお当該医療を公立病院において提供することが必要であるのかどうか、民間医療機関との役割分担を踏まえて公立

病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(2) 公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(3) その他医療機関

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ、今後の対応方針について確認すること。

(4) 過剰な病床機能に転換しようとする医療機関を把握した場合

病床機能報告において、2025 年時点の医療機能を、構想区域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関については、医療法に基づく対応を検討すること。

2. 病床がすべて稼働していない病棟を有する医療機関への対応について

令和 3 年 3 月 8 日付け 2 医計第 931 号愛知県保健医療局長通知「非稼働病棟を有する医療機関への対応について」のとおり。

3. 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応について

(1) 新たに病床を整備する医療機関を把握した場合

医療機関の開設や増床等の計画を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第 7 の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

(2) 開設者を変更する医療機関を把握した場合

開設者を変更する医療機関 (個人間の継承を含む。)を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第 7 の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

(3) その他留意事項

①新たに整備される病床が担う予定の医療機能が当該構想区域における不足する医療機能以外の機能となっている、②当該構想区域における不足する医療機能について、既存の医療機関の将来の機能転換の意向を考慮してもなお充足する見通しが立たないといった場合等には、必要に応じて、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、推進委員会の意見を聴いて、医療法第 7 条第 5 項に基づき、開設許可等に当たって不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を付与すること。

担 当 健康医務部医療計画課  
医療計画グループ

電 話 052-954-6265 (ダイヤルイン)

各保健所長 殿

保健医療局長

非稼働病棟を有する医療機関への対応について（通知）

病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関については、平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（以下「国通知」という。）において、地域医療構想調整会議（本県では、地域医療構想推進委員会）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めることとされております。

これまで、非稼働病棟を有する医療機関への対応は、構想区域ごとに地域医療構想推進委員会で決定の上、取組を実施してまいりましたが、この度、令和 3 年 2 月 4 日に開催しました愛知県医療審議会医療体制部会において、下記のとおり県内統一の方針を決定することが承認されました。

つきましては、下記の取扱いを踏まえ、今後の各構想区域の地域医療構想推進委員会において非稼働病棟の運用に関する協議を行っていただきますようお願いします。

記

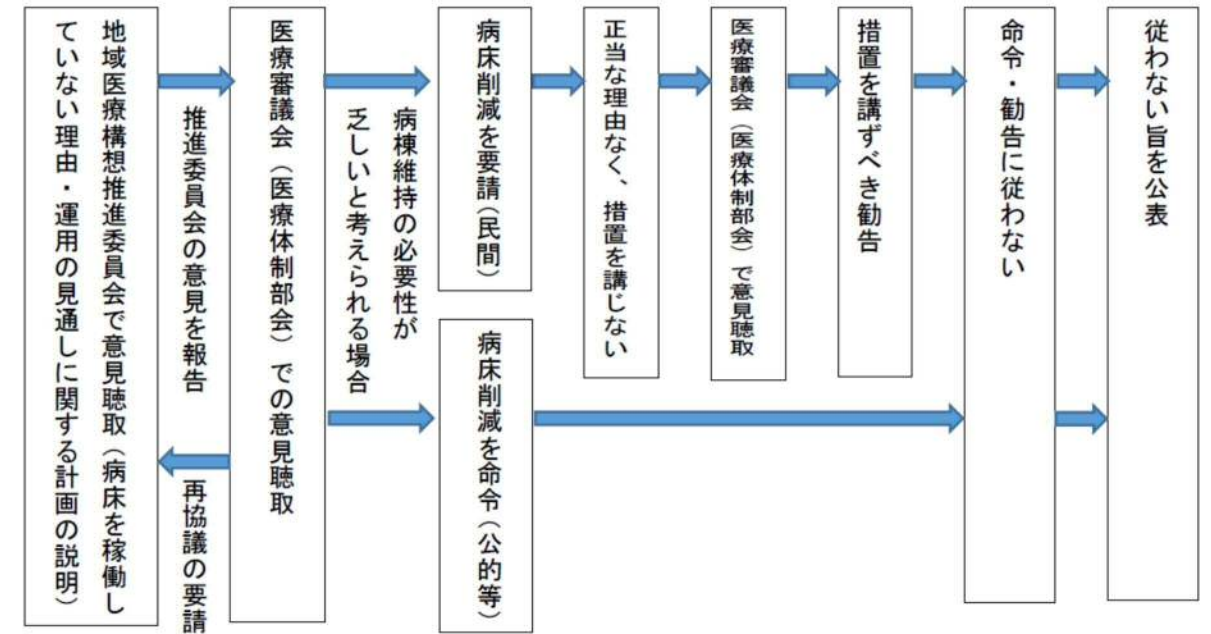
非稼働病棟を有する医療機関への方針

- 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める（別添参照）。
  - ① 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1 年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院
  - ② 5 年以上、稼働していない病棟を有する病院  
（上記の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）
- 本方針に基づき令和 3 年 4 月から各構想区域で協議を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に病床稼働率が減少したことによる非稼働病床に関しては、留意の上、取組を進める。

担 当 健康医務部医療計画課  
医療計画グループ

電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）

・国通知に基づく対応



<参考>

・「地域医療構想の進め方について」（非稼働病棟関係部分 抜粋）  
（平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）  
地域医療構想調整会議（本県では、推進委員会）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。  
ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的な対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。  
なお、病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる医療機関に対しては、医療審議会の意見を聴いて、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令又は要請すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、その旨を公表すること。